



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人

いのち支える自殺対策推進センター

いのち支える

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCP)

自殺の概況

2025年 6 月27日（金）

代表理事 清水康之

いのち支える自殺対策推進センター

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center

代表理事

清水康之

- 1997年
NHKに報道ディレクターとして入局
- 2001年
「クローズアップ現代」で自死遺児を取り上げた番組を放送
- 2004年
NHKを退局
NPO法人「自殺対策支援センター ライフリンク」を設立し、代表に就任
- 2019年
一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」を設立



いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）とは

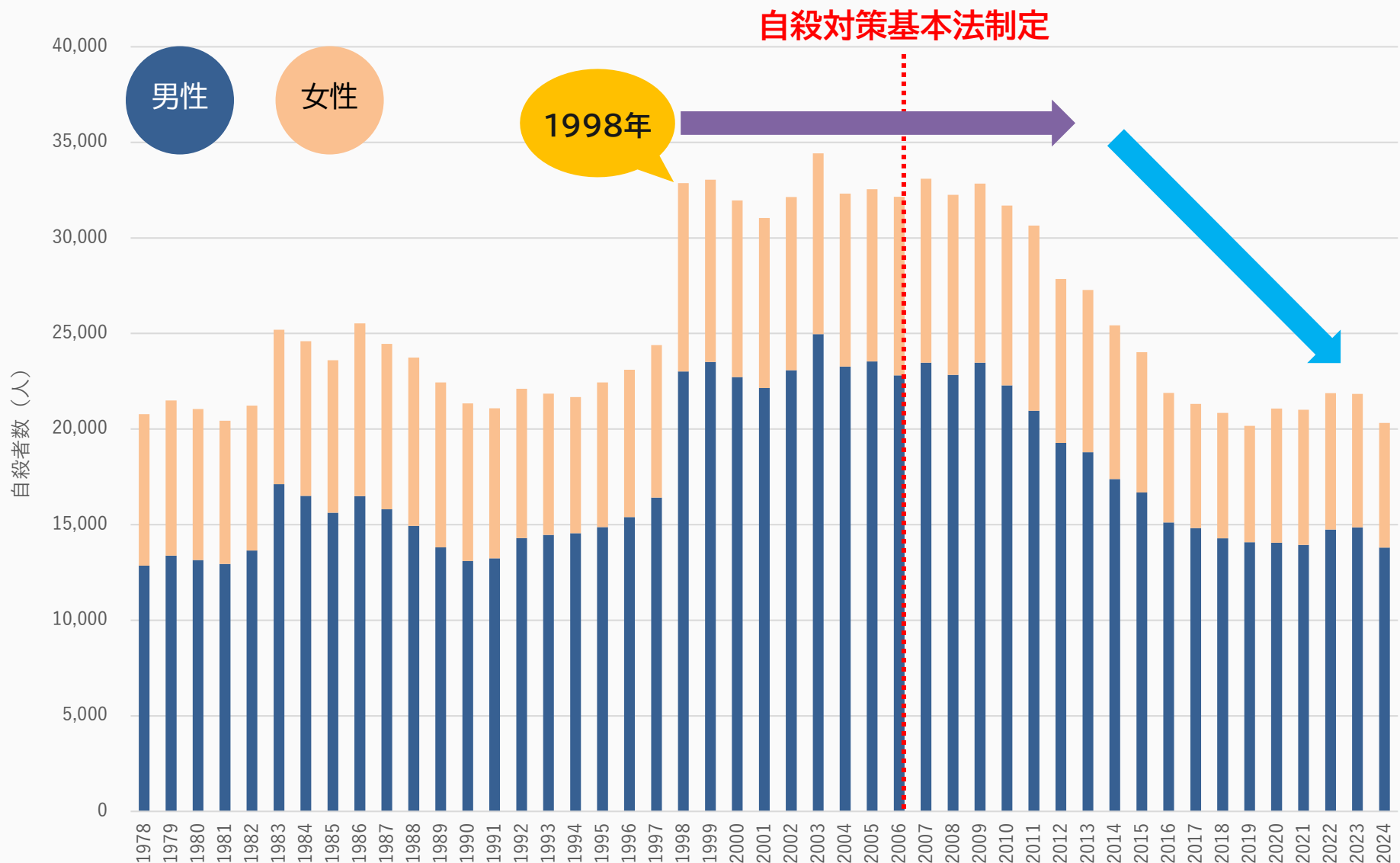
- 2020年 4 月

厚生労働大臣指定法人として事業開始

（「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）」に基づく）

- 国の自殺総合対策の牽引役を担い、地方自治体への支援や調査研究等を行う

自殺者数の推移

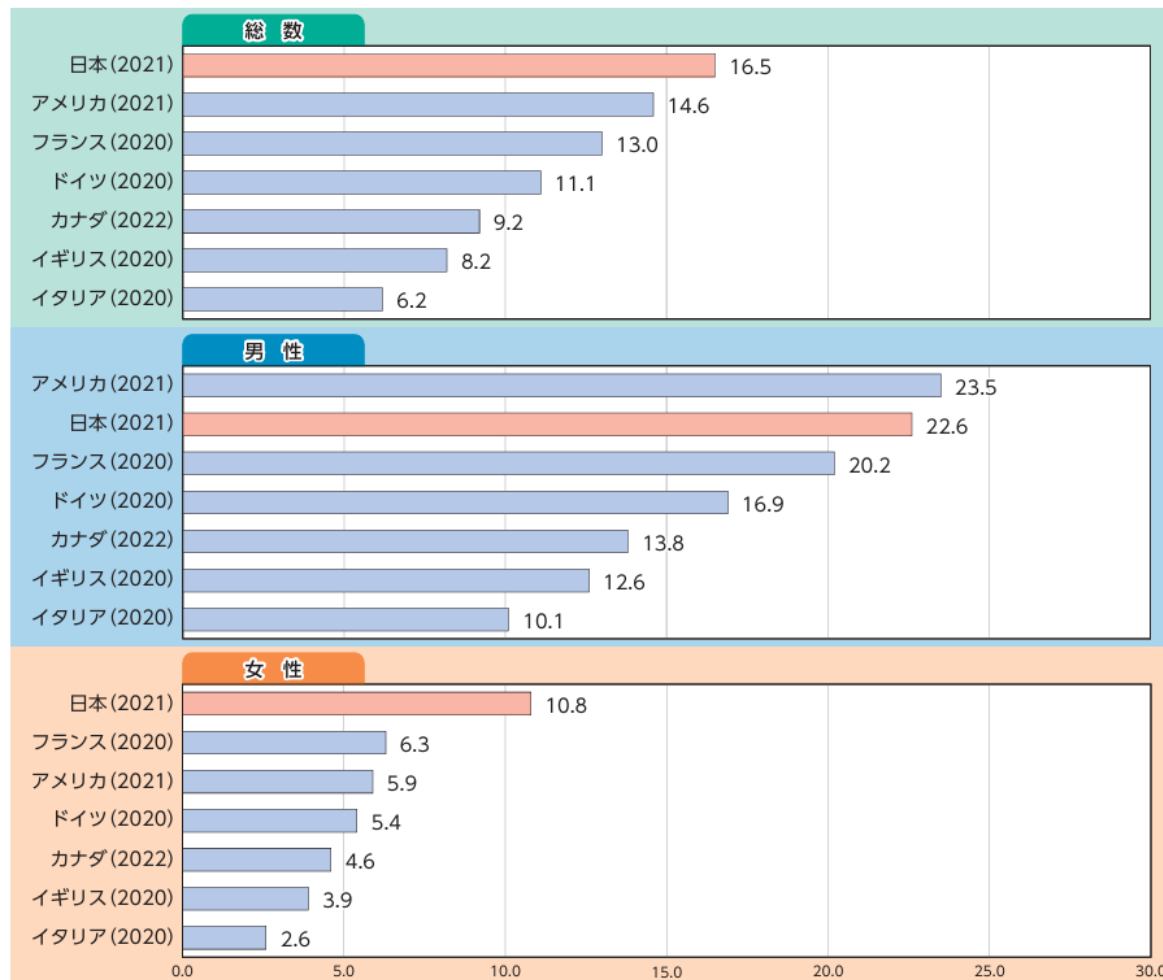


厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」よりJSCP作成

日本の自殺死亡率（総数）はG7で最も高い

※「自殺死亡率」は、人口10万人当たりの自殺者数

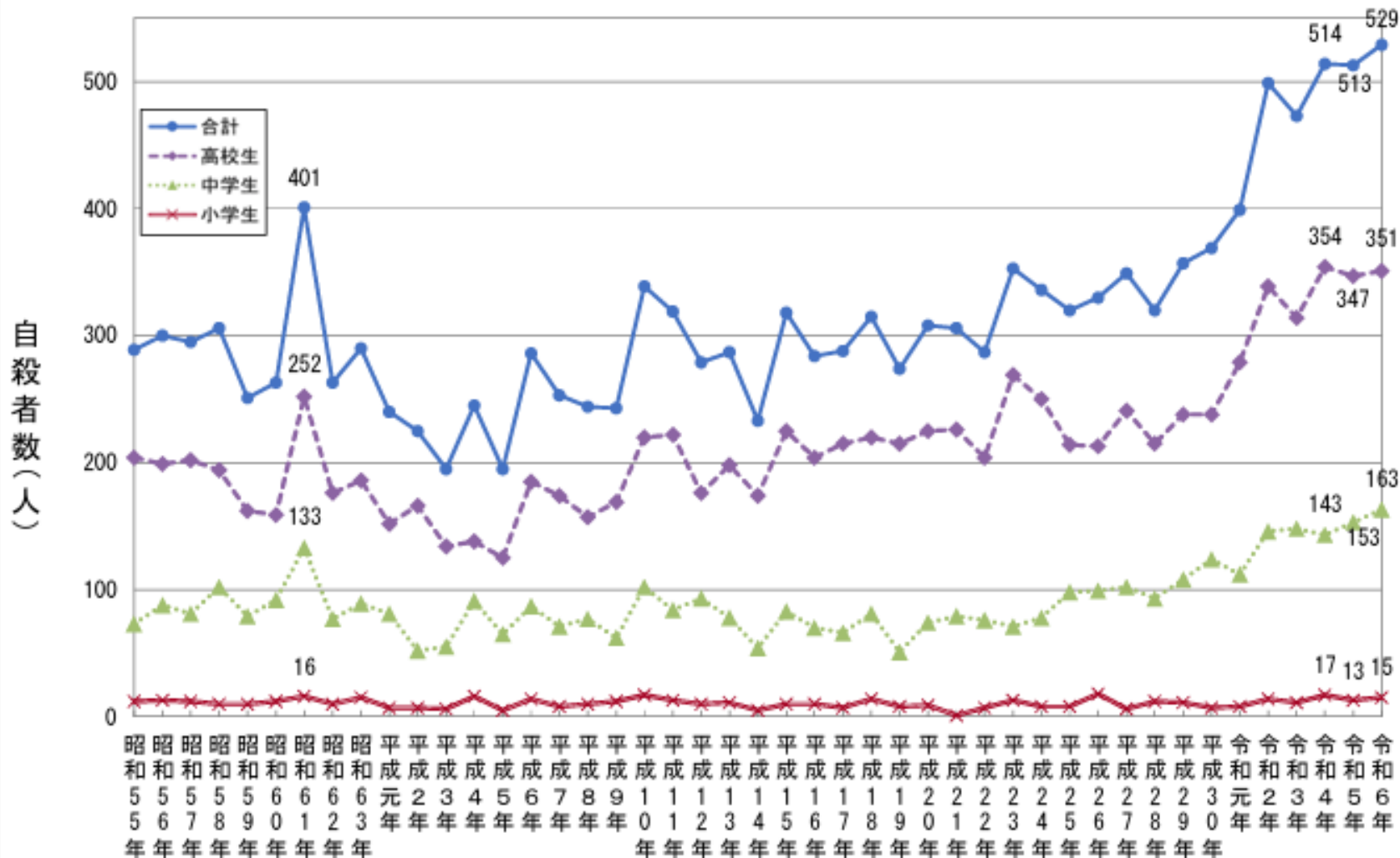
図表1-29 G7各国の自殺死亡率



※アメリカ、フランス及びカナダの人口は世界保健機関資料より最新データが得られなかったため、各国の公的統計データを利用した。
資料：世界保健機関資料（2024年2月）等より厚生労働省作成

小中高生の自殺者数の年次推移

図表 3 - 1 小中高生別自殺者数の年次推移



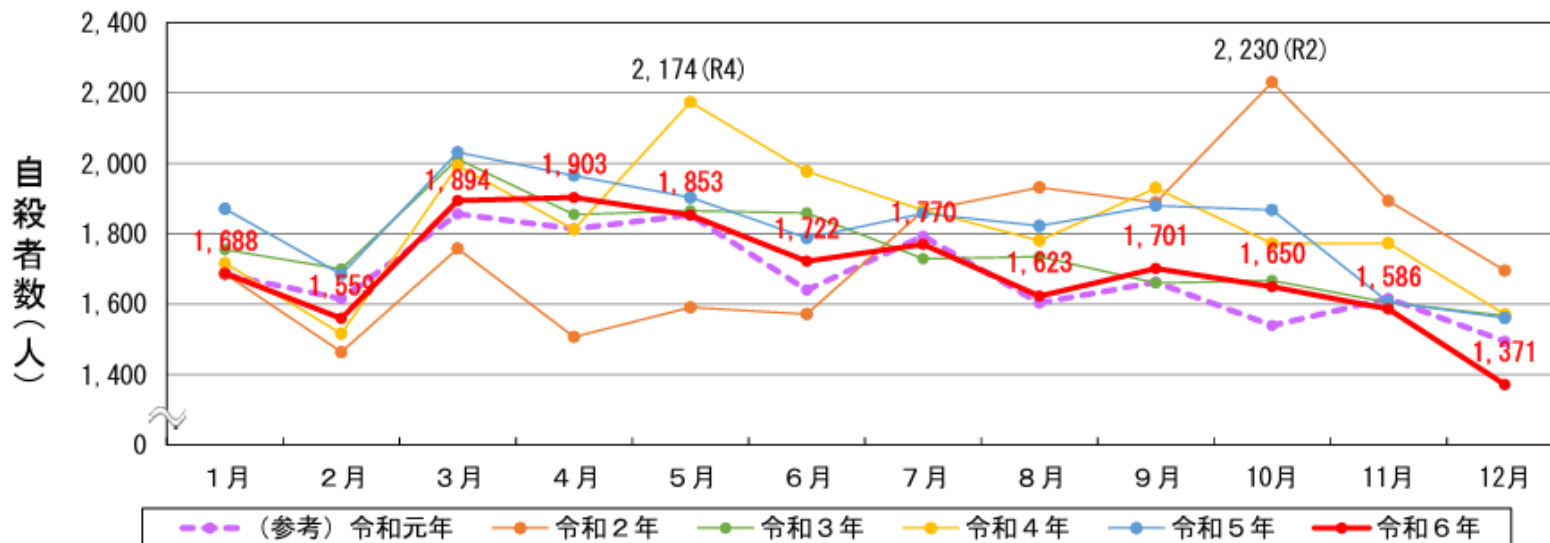
厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」より引用

過去 6 年間の月別自殺者数の推移

図表 2-3 月別自殺者数の年次推移

○令和 6 年の月別の自殺者数は、4 月（1,903 人）が最も多く、12 月（1,371 人）が最も少なかった。

○令和 6 年の 8 月（1,623 人）、10 月（1,650 人）、11 月（1,586 人）及び 12 月（1,371 人）の自殺者数は、直近 5 年間で最少となった。



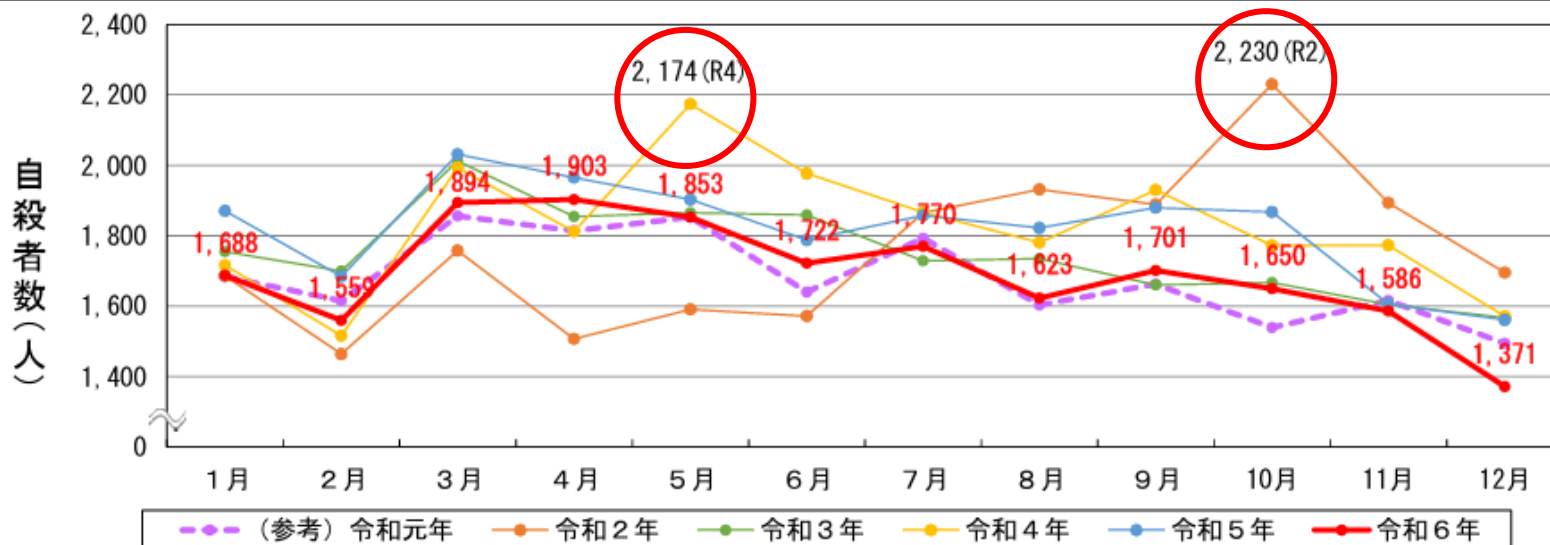
年次\月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
(参考) 令和元年	1,684	1,615	1,856	1,814	1,853	1,640	1,793	1,603	1,662	1,539	1,616	1,494
令和 2 年	1,686	1,464	1,758	1,507	1,591	1,572	1,865	1,931	1,889	2,230	1,893	1,695
令和 3 年	1,755	1,700	2,012	1,854	1,865	1,859	1,729	1,735	1,660	1,667	1,604	1,567
令和 4 年	1,716	1,516	1,993	1,812	2,174	1,977	1,867	1,780	1,930	1,772	1,773	1,571
令和 5 年	1,871	1,685	2,031	1,965	1,903	1,788	1,857	1,822	1,880	1,868	1,606	1,561
令和 6 年	1,688	1,559	1,894	1,903	1,853	1,722	1,770	1,623	1,701	1,650	1,586	1,371
男性	1,141	1,044	1,291	1,317	1,246	1,172	1,187	1,111	1,187	1,138	1,043	924
女性	547	515	603	586	607	550	583	512	514	512	543	447

過去6年間の月別自殺者数の推移

図表2-3 月別自殺者数の年次推移

○令和6年の月別の自殺者数は、4月(1,903人)が最も多く、12月(1,371人)が最も少なかった。

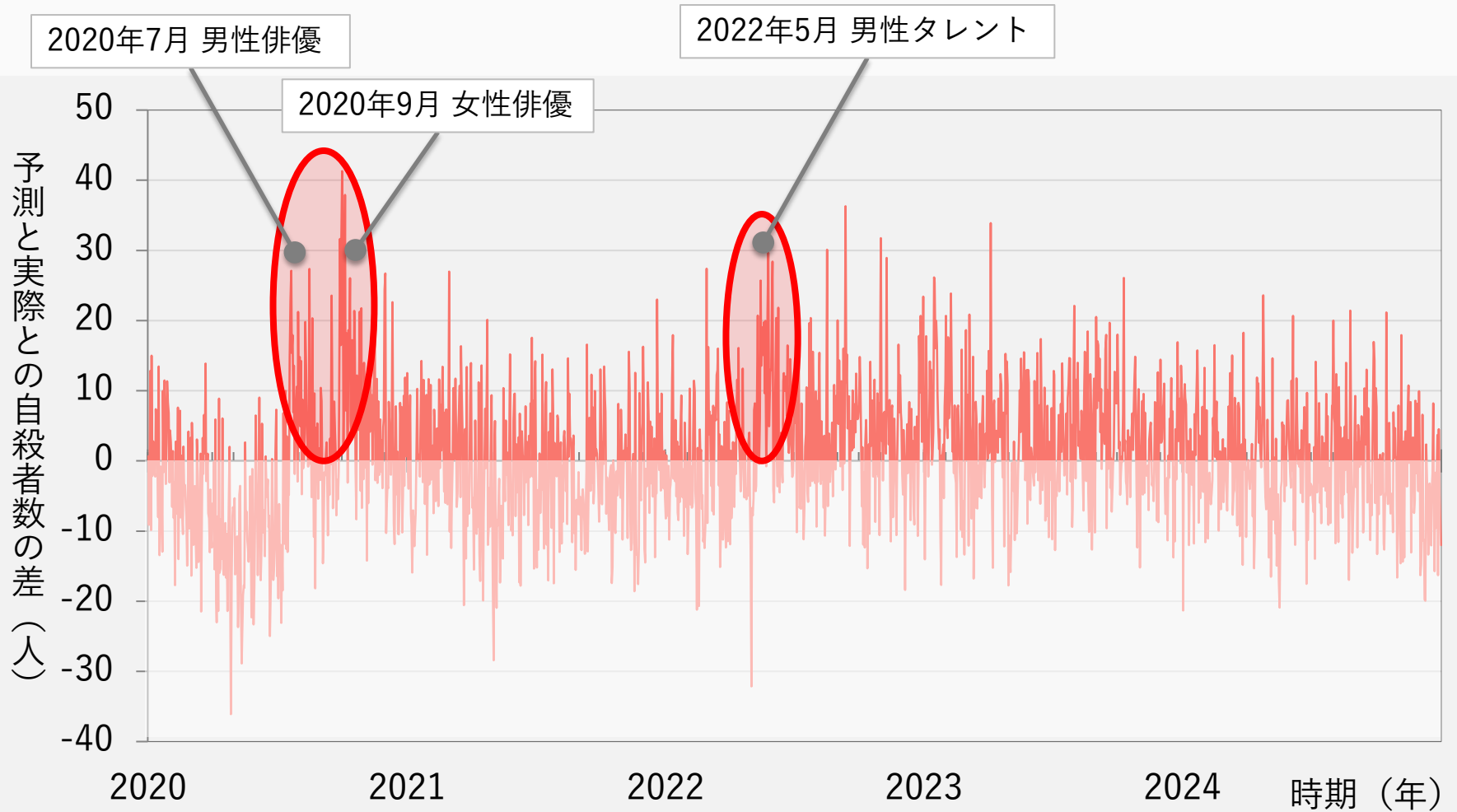
○令和6年の8月(1,623人)、10月(1,650人)、11月(1,586人)及び12月(1,371人)の自殺者数は、直近5年間で最少となった。



年次\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(参考) 令和元年	1,684	1,615	1,856	1,814	1,853	1,640	1,793	1,603	1,662	1,539	1,616	1,494
令和2年	1,686	1,464	1,758	1,507	1,591	1,572	1,865	1,931	1,889	2,230	1,893	1,695
令和3年	1,755	1,700	2,012	1,854	1,865	1,859	1,729	1,735	1,660	1,667	1,604	1,567
令和4年	1,716	1,516	1,993	1,812	2,174	1,977	1,867	1,780	1,930	1,772	1,773	1,571
令和5年	1,871	1,685	2,031	1,965	1,903	1,788	1,857	1,822	1,880	1,868	1,606	1,561
令和6年	1,688	1,559	1,894	1,903	1,853	1,722	1,770	1,623	1,701	1,650	1,586	1,371
男性	1,141	1,044	1,291	1,317	1,246	1,172	1,187	1,111	1,187	1,138	1,043	924
女性	547	515	603	586	607	550	583	512	514	512	543	447

日次自殺者数モニタリング

有名人が自殺で亡くなった日と関連



自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。
令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4条)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

こども家庭庁HPより

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/58d5e45b-0e25-4171-bc0d-4d02537d89c7/b093b4bc/20250609_policies_kodomonojisatsutaisaku_23.pdf



いのち
支える